

頁	修正後	頁	備考
<p>3章 2節 第3 5 296頁</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</p> <p>第1章・第2章（略） 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節（略） 第2節 救助・救急・医療対策 第1・第2（略） 第3 医療・助産対策 1～4（略） 5 医薬品等の供給 (1)（略） (2) 調達方法 市（くらし安心部）は、<u>県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）</u>の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、<u>県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）</u>と連携し、補給を行う。 (3)（略） 6（略） 第3節（略） 第4節 避難対策 第1・第2（略） 第3 避難所の開設・運営 1・2（略） 3 避難所の運営 (1)（略） (2) 運営管理 ①～⑥（略）</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害応急対策計画（震災対策編）</p> <p>第1章・第2章（略） 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節（略） 第2節 救助・救急・医療対策 第1・第2（略） 第3 医療・助産対策 1～4（略） 5 医薬品等の供給 (1)（略） (2) 調達方法 市（くらし安心部）は、<u>県健康福祉事務所等</u>の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、<u>県健康福祉事務所等</u>と連携し、補給を行う。 (3)（略） 6（略） 第3節（略） 第4節 避難対策 第1・第2（略） 第3 避難所の開設・運営 1・2（略） 3 避難所の運営 (1)（略） (2) 運営管理 ①～⑥（略）</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 4節 第3 3・4 312・ 313頁</p>	<p>⑦ 高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の要援護者（要配慮者）のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努めるとともに、<u>男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</u></p> <p>⑧～⑭ （略）</p> <p>⑮ 避難者のプライバシーの保護、老若男女のニーズの把握、<u>福祉的な支援</u>などを行う。</p> <p>⑯・⑰ （略）</p> <p>⑱ <u>必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。</u></p> <p>4 保健活動 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、<u>避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</u> (1)・(2) （略）</p> <p><u>5 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮</u> 市（くらし安心部）は、<u>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p> <p><u>6</u> （略） <u>7</u> （略）</p> <p>第5節 住宅の確保 1・2 （略） 3 住宅の応急修理 （略）</p>	<p>3章 4節 第3 3・4 312・ 313頁</p>	<p>⑦ 高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の要援護者（要配慮者）のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める _____。</p> <p>⑧～⑭ （略）</p> <p>⑮ 避難者のプライバシーの保護、老若男女のニーズの把握 _____ などを行う。</p> <p>⑯・⑰ （略） （新設）</p> <p>4 保健活動 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより _____、<u>プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</u> (1)・(2) （略） （新設）</p> <p><u>5</u> （略） <u>6</u> （略）</p> <p>第5節 住宅の確保 1・2 （略） 3 住宅の応急修理 （略）</p>	

頁	修正後					頁	現 行					備考
3章 6節 第2 3 322頁	種別	容量	数	保管場所	応急給水活動の内容	3章 6節 第2 3 322頁	種別	容量	数	保管場所	応急給水活動の内容	
	給水タンク	1,000リットル	3個	上戸田浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。		給水タンク	1,000リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。	
		800リットル	1個	田高浄水場				800リットル	1個	田高浄水場		
	ポリタンク	300リットル	3個	上戸田浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。		ポリタンク	300リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。	
非常用給水袋	6リットル	4,000枚	上戸田浄水場	給水拠点にて注水し、市民に配布する。	非常用給水袋	6リットル	2,900枚	上戸田浄水場	給水拠点にて注水し、市民に配布する。			
3章 7節 2 326頁	<p>4 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 巡回栄養相談の実施 (略)</p> <p>(1) 災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>県栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)等と連携</u>して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施するものとされている。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>					3章 7節 2 326頁	<p>4 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 巡回栄養相談の実施 (略)</p> <p>(1) 災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>県栄養士会等関係団体と協力</u>して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施するものとされている。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>					

第4編 災害応急対策計画（震災対策編）

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 7節 第3 1 327頁</p> <p>3章 12節 第4 3 345頁</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 感染症対策</p> <p>1 感染症対策活動 (略)</p> <p>(1) 感染症対策組織の設置及び感染予防対策 県に準じて感染症対策組織を設置し、感染症対策を推進する。 ア (略) イ 市(くらし安心部)は、被災地において _____ _____ 感染症の発生、拡大がみられる場合は、関係課が 連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第12節 廃棄物対策 第1～第3 (略)</p> <p>第4 し尿処理対策 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 仮設トイレの設置 市(くらし安心部)は、避難所等に仮設トイレを設置するとともに、 <u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの 設置に配慮し、</u>清掃等その管理体制の整備に努める。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第13節～第15節 (略)</p>	<p>3章 7節 第3 1 327頁</p> <p>3章 12節 第4 3 345頁</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 感染症対策</p> <p>1 感染症対策活動 (略)</p> <p>(1) 感染症対策組織の設置及び感染予防対策 県に準じて感染症対策組織を設置し、感染症対策を推進する。 ア (略) イ 市(くらし安心部)は、被災地において <u>新型コロナウイルス 感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、関係課が 連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第12節 廃棄物対策 第1～第3 (略)</p> <p>第4 し尿処理対策 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 仮設トイレの設置 市(くらし安心部)は、避難所等に仮設トイレを設置するとともに、 _____ 清掃等その管理体制の整備に努める。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第13節～第15節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>3章 16節 1・2 351頁</p>	<p>第16節 鉄道施設の応急対策 (略)</p> <p>1 対策本部の設置 <u>災害等の発生又は発生のおそれがある場合は、統括本部対策本部及び現地対策本部を設置する。</u></p> <p>2 <u>初動対応</u> <u>お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関及び社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>3章 16節 1・2 351頁</p>	<p>第16節 鉄道施設の応急対策 (略)</p> <p>1 対策本部の設置 <u>災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ本部内等に対策本部を設置する。</u></p> <p>2 <u>発災時の初動体制</u> _____ _____ _____</p> <p><u>(1) 警備の体制等</u> <u>風雨雪などにより、線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲又は甚大になることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施する。</u></p> <p><u>(2) 警備の方法</u></p> <p>① <u>巡回警備</u> <u>担当区域の全般又はその一部を見回り警備する。</u></p> <p>② <u>固定警備</u> <u>局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備する。</u></p> <p>③ <u>乗務員等の対応</u> <u>保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹底する。</u></p> <p><u>(3) 乗客の避難・救護対策</u></p> <p>① <u>駅構内</u> <u>災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を図る。</u> <u>(各駅は、災害に備えて、乗客の避難場所の指定を行う。)</u></p> <p>② <u>列車内</u> <u>二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客を安全な場所へ誘導する。</u></p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
	<p>(削る)</p> <p><u>3 運転規制</u> <u>災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規制基準値に達した場合及びその他運転規制の基準値に達した場合は列車の速度規制又は運転見合せを行う。</u></p> <p><u>4 旅客等の救護及び避難</u> <u>現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、お客様等の救護や避難誘導等に当たること。また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、お客様への案内や協力要請を行う。</u></p> <p><u>5 復旧</u> <u>現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要員配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。</u></p>		<p><u>(4) その他の措置</u> <u>各駅の異常時対応マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・警察署・医療機関等への救護要請を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	